

1. 工事名 筑波大学周辺樹木植栽工事 (Ⅱ)
1. 工事位置 茨城県新治郡桜村天王台1丁目1番地の1 筑波大学構内
1. 工事期間 着工 昭和54年2月8日、入工期限 昭和54年3月30日
1. 工事内容等

イ. 植栽工事

移植工事

図面番号	場所	樹 高					幹 周 (1.2m)										計
		50	80	100	150	200	9	12	15	18	20	24	30	36	42	計	
	本部棟東	3									3	16	28	46	11	117	
	街路樹									1	7					8	
	計	3								1	10	16	28	46	11	125	

新規工事

図面番号	場所	樹 高					幹 周 (1.2m)										計
		50	80	100	150	200	9	12	15	18	20	24	30	36	42	計	
	本部棟東	546	83	12	524	28	116										1219
	街路樹															62	92
	計	546	83	12	524	28	116									62	1311

養生その他

図面番号	場所	本数	樹 高		幹 周 (1.2m)		計	養生
			バーク埋肥	熔成堆肥	ハッ掛け	ハッ掛け		
	本部棟東	1426	1492.5	9.4	549	273	114	1426
	街路樹	50	191	4.5			50	50
	計	1426	1683.5	9.4	549	273	114	1476

特記仕様

- 本工事実施の順序ならびに方法については、文部省発注工事請負契約基準、契約書、土木工事標準仕様書、特記仕様書および図面に準じて実施することとする。実施の細部および図面に疑義あるときは、発注者が通知した監督職員（以下監督職員という）の指示に従うこと。
- 植栽工事 植栽を始める前に、植栽区域がその周辺のゴミ、コンクリート塊等植栽に支障のあるものはすべて除去し、指定された所に深さ1m以上に埋める処理をすること。また植栽凹の凹凸のないよう監督職員の指示により整地すること。
バーク埋肥、熔成堆肥などの密袋の処理は1箇所まとめて一括処分すること。
既設構造物や樹木等を損傷しないよう十分注意すること。もし損傷した場合は、監督職員に連絡の上請負者の責任において修復すること。

1. 植穴

樹木の植栽位置は、図面に基いて決め、石標等により位置の確認を行う。
植穴の最低床掘りの大きさを別表(2-6)に示すが、植穴周辺は可能な限り耕起しておくこと。

街路樹、林内植栽、苗木(樹高は未着)の植穴は、原則として手掘りとする。

街路樹については、植穴の大きさが異なり注意すること。

掘上げた土は、埋戻しの土を除き、近くに敷均すものとする。

ロ. 樹木の掘取り

移植する樹木は支給表によること。掘取りは、すべて鉢上げとし、鉢の大きさは、根元直径の5〜6倍以上とし、なわすねはこまめに笠別に根巻きする。

新規樹木は、請負者の持ち込みとし、すべて根鉢つきとする。根鉢の大きさは、移植の場合と同じようにする。

幹巻の指示(2-6)があるものは、一般仕様により行うものとする。

目通り周20cm以上の樹木の根巻きは、タル巻きのおえ回し掛ケ二度巻きを原則とする。

ハ. 植え付け

バーク堆肥、熔成堆肥の施用量は、別表(2-6)による。施用方法は、植穴底を広く耕し、ここに1/2量を混和し、残り1/2量は埋戻し用土と十分混和し、植え付けるものとする。

埋戻しは、粘土の混入を極力避け、深植穴にならぬよう特に留意し、バーク堆肥、熔成堆肥を混和した土と根鉢が十分密着するよう十分つき固める。

植栽後、水鉢を作り十分な水すること。

掘取りから植え付けまで24時間以内に終了することを原則として作業を進めること。

支給木は、植栽後整理業者が説明するよう措置すること。

林縁での移植木の植え付けは、樹木の大きさを考慮して行なうこと。また、植栽列を乱さないよう注意すること。

ニ. 保護・養生

各樹木の支柱は別表(2-6)による。取付け仕様は別図(3-6)による。支柱は、

各樹木の支柱は別表(2-6)による。取付け仕様は別図(3-6)による。支柱については、スギ、ヒノキとし、クレオソート2回塗りのものとする。

街路樹の支柱の結束、ハッ掛けの行の結束は、亜鉛めっき線径φ16かφ18とする。その他は、監督職員の指示によること。

ホ. その他

植栽と終了した樹木周辺の清掃は、その都度行なうこと。

バーク埋肥は良く発酵したものを使用すること。また使用に際しては、熔成堆肥ともよく袋入りのものを使用すること。

工事中は、通行人および通行車両に対し安全策をとること。特に街路植栽工事の場合には、特に注意すること。火気その他についても相応の安全措置を行うこと。

ヘ. 枯死(移植木)

植栽樹木は、引渡後、1年以内に枯死し、枝条折損、樹形不良等となつた場合は、発注者と請負者とが協議して定めた時期に発注者の指定した官給樹木を請負者の負担において植えかえるものとする。ただし、明らかに請負者の責による場合は請負者において樹木も負担する。天災その他やむを得ない理由による場合は、両者協議の上、処理方法を決定する。

ト. 工事記録写真

工事記録写真は、次のものを提出する。

区 分	大きさ	枚数	枚/組	組
着工前写真	A4判	10-		1
工事写真	B4判	10-		1
入工前写真	A4判	10-		1

(注)着工前、入工前写真は同一場所、同一方向で写し、裏面に工事年度、場所と記入し、撮影方向を明示した図面を添付すること。

工事写真は、撮影した樹木が判るよう、樹木にラベルをつけておくこと。

写真は、指定したアルバムに施行区域毎に整理して提出すること。